

# 復興施策に関する国の事業計画 及び工程表の見直し

- I . 事業計画及び工程表の概要 …… P.1
- II . 平成24年度成果の進捗確認(公共インフラ(全体版)) …… P.5

復興庁  
平成25年5月28日

# I . 事業計画及び工程表の概要

# 事業計画及び工程表の概要①

- ・これまで、復興施策について事業計画と工程表を取りまとめて公表。
- ・今般、平成25年度予算等の内容を踏まえ、平成24年度の取り組み成果及び平成25年度の成果目標を記載
- ・今後とも、節目節目において事業計画及び工程表の見直しを行い、取りまとめの上、公表していく予定。
- ・事業計画・工程表に沿って確実に事業を遂行するとともに、できるだけ工程表が短縮されることを期待。

## 【①公共インフラ全体版】

### ■作成内容

#### ○事業計画

対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方、成果、目標などを記載。

#### ○工程表

ア. 上記の事業計画に即して、対象事業ごとに復旧・復興の目標をバーチャートで表示。

イ. 対象期間は、H23年度からH27年度末までの5ヶ年を中心。

### ■対象事業

海岸、河川、下水道、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港・漁場・養殖施設・大型定置網、復興住宅(災害公営住宅)、復興まちづくり(防災集団移転・区画整理等、医療施設等、学校施設等)、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理

## 【②公共インフラ地域版】

### ■対象地域

市街地復興パターンの検討調査を実施した43市町村を中心に作成。

### ■対象事業及び作成単位

#### ●市町村単位で作成する事業

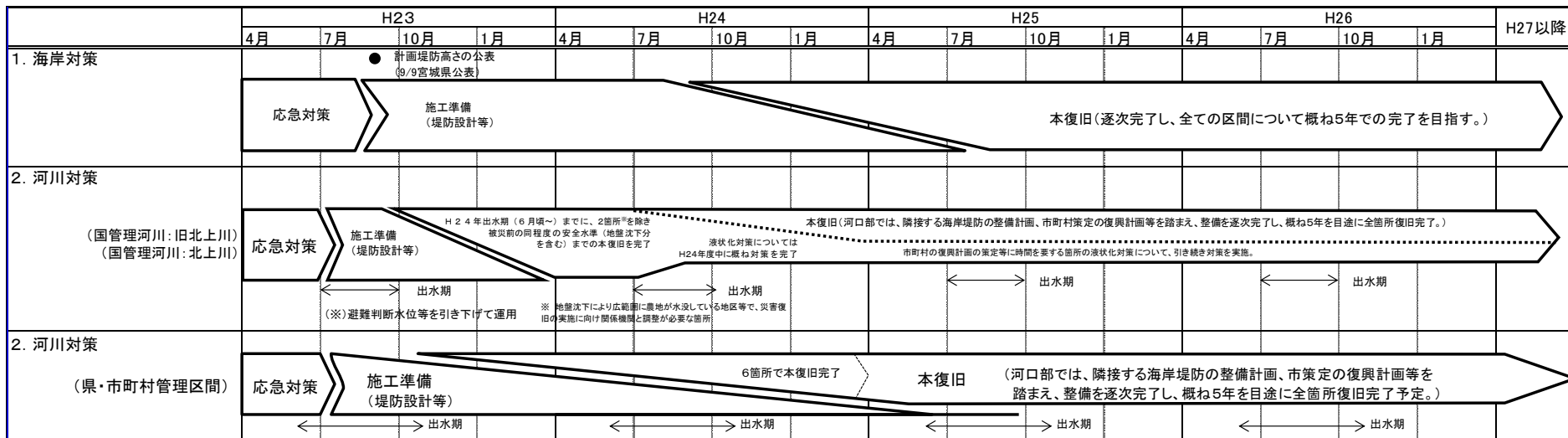
海岸、河川、下水道、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港、復興まちづくり(医療・福祉・学校施設)、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理

#### ●路線、施設単位等で作成する事業

流域下水道、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、漁港・漁場・養殖施設・定置網、医療施設

※市町村ごとの災害公営住宅、復興まちづくり(防災集団移転・区画整理等)は、「住まいの復興工程表」として別途公表済み。

### ■工程表の例(宮城県石巻市の海岸対策・河川対策)



## 【③公共インフラ以外の復興施策の取組状況】

### ■作成内容

- ア. 基本方針において復興施策として記載された施策のうち、公共インフラ以外のものを全てを対象。
- イ. H24年度補正予算、H25予算を踏まえ、復旧・復興に向けた取組状況や目標等をリバイス。
- ウ. 対象期間は、H27年度末までの3ヶ年を中心。

### ■対象施策の例

- ①雇用対策
- ②教育の振興
- ③農業、林業、水産業
- ④観光
- ⑤再生可能エネルギー

## 【公表】

復興過程の「見える化」を図るため、各府省及び復興庁のホームページに掲載。

## ○公共インフラ以外の復興施策の取組状況の例（被災地農林水産物の消費拡大）

被災地産農林水産物の消費拡大		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3) (3)	
項	① ③	作成年月
目	(iii) (vii)	平成25年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地産農林水産物・食品等を積極的に消費することによって、被災地の復興を応援するため、フード・アクション・ニッポンとも連携しつつ、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズとした取組を実施。</li> <li>○ 具体的には、被災地産農林水産物・食品等について、各府省庁はもとより、社内食堂での積極的な利用や、民間事業者による販売フェア等の取組を官民で連携して展開。</li> <li>○ 「食べて応援しよう！」の取組件数は542件。（平成25年3月末時点）</li> <li>○ 「食べて応援しよう！」に賛同し、被災地産農林水産物・食品等の消費拡大に貢献した企業等に対し感謝状を授与。（平成25年3月）</li> </ul>		
当面（今年度中）の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地産農産物・食品等の消費拡大を促すためのマスメディアを活用したPRの実施。</li> <li>○ 民間事業者による被災地応援フェアの開催の促進、社内食堂や全府省庁の食堂での被災地産農産物・食品等の積極的な利用等の取組を、官民で連携しながら引き続き推進。</li> <li>○ 特に、福島県産農林水産物等については、産地と連携し出荷時期に合わせて戦略的にPRを行う取組を、福島県と連携して実施。</li> <li>○ 「食べて応援しよう！」についての感謝状の授与を引き続き実施。</li> </ul>		
中・長期的（3年程度）取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 風評が払拭されるまでの間、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズのもと、被災地産農林水産物・食品等の消費を拡大する取組を推進。</li> </ul>		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地等における農林水産物の出荷額を震災発生前と同水準に回復。</li> </ul>		
平成24年度補正予算及び25年度予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福島産農産物等戦略的情報発信事業(24補正) 1,299百万円【復興計上】</li> <li>○ 福島産農産物等戦略的情報発信事業(25当初) 297百万円【復興計上】</li> <li>○ 農産物等消費応援事業(25当初) 126百万円【復興計上】</li> </ul>		

## Ⅱ．平成24年度成果の進捗確認

(公共インフラ(全体版))

- ・公共インフラ(全体版)の対象18事業について、所管省庁による工程の進捗確認を実施。
- ・その結果、11事業は「概ね平成24年度に目標達成」もしくは「平成24年度に目標達成」、海岸対策など3事業及び災害廃棄物の処理など4事業の一部が「平成25年度に目標達成がずれ込む」となっている。
- ・平成25年度に目標達成がずれ込む理由は、復興まちづくり計画や他事業との調整、用地取得等の合意形成、港湾岸壁の復旧より利用の優先、不発弾発見等の周辺状況の変化等により、時間を要したことである。
- ・このため、復興事業の円滑な推進及び加速化に向けて、復興庁にタスクフォースを設置し、本年3月、4月と2度にわたる住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージ等の公表により、柔軟かつきめ細かな対応を実施。

事業名		平成24年度成果の進捗分析【評価】※	事業名		平成24年度成果の進捗分析【評価】※
1.	海岸対策	平成25年度に目標達成がずれ込む	10.	漁港・漁場・養殖施設・定置網	【漁港】平成24年度に目標達成 【漁場】平成25年度に目標達成がずれ込む 【養殖施設】平成24年度に目標達成 【定置網】平成25年度に目標達成がずれ込む
2.	河川対策	【国管理区間】概ね平成24年度に目標達成 【県・市町村管理区間】平成25年度に目標達成がずれ込む	11.	復興住宅(災害公営住宅等)	平成24年度に目標達成
3.	下水道	平成24年度に目標達成	12.	復興まちづくり(防災集団移転促進事業、土地区画整理事業等)	平成24年度に目標達成
4.	交通網(道路)	平成24年度に目標達成	13.	復興まちづくり(被災した造成宅地)	平成24年度に目標達成
5.	交通網(鉄道)	【旅客鉄道】平成24年度に目標達成 【貨物鉄道】平成24年度に目標達成	14.	復興まちづくり(医療施設等)	概ね平成24年度に目標達成
6.	交通網(空港)	平成25年度に目標達成がずれ込む	15.	復興まちづくり(学校施設等)	概ね平成24年度に目標達成
7.	交通網(港湾)	【産業・物流上、特に重要な港湾施設】平成25年度に目標達成がずれ込む 【復旧に期間を要する施設(防波堤)】平成24年度に目標達成	16.	土砂災害対策	平成25年度に目標達成がずれ込む
8.	農地・農業用施設	概ね平成24年度に目標達成	17.	地盤沈下・液状化対策	平成24年度に目標達成
9.	海岸防災林の再生	平成24年度に目標達成	18.	災害廃棄物の処理	【災害廃棄物の仮置場への移動】平成25年度に目標達成がずれ込む 【中間処理・最終処分】概ね平成24年度に目標達成(ただし、福島県の一部を除く)

※ 目標とは、平成24年度の成果目標を指す。

# 1. 海岸対策

【評価】平成25年度に目標達成がずれ込む

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
<p>約6割の地区海岸(299地区海岸/471地区海岸)において、本復旧工事の着工※を目指す。</p> <p>また、国施工区間(代行区間を含む)の内、仙台空港や下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間(約5km)において本復旧工事の完了を目指す。</p> <p>※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。</p>	<p>・約4割の地区海岸(196地区海岸/471地区海岸)において、本復旧工事に着工した。</p> <p>・そのうち、国施工区間(代行区間を含む)で、仙台空港や下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間(約5km)において本復旧工事が完了した。</p>	<p>約8割の地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。</p> <p>※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成24年度迄に着工した地区海岸を含む。</p>

## (2) 平成24年度成果の進捗分析

【評価】平成25年度に目標達成がずれ込む

【理由・対応方針等】

国施行区間(代行区間含む)では、目標のとおり全区間で着工済みであり、その内、復興・復旧を支える上で不可欠な仙台空港及び下水処理場の前面の区間約5キロについても、目標のとおり完了した。

一方、県等の海岸においては、着工の前提となる、背後のまちづくり計画との調整や用地取得等に時間を要したことにより目標に至らなかった。

なお、H24年度中に着手できなかった地区については、まちづくり調整に係るマネジメントの強化や用地取得に係る事務手続きの迅速化等を行い、工事の早期着工を目指す。



## 2. 河川対策（国管理区間）

### (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
<p>・平成24年出水期(6月頃～)までに、2箇所*を除き被災前と同程度の安全水準(地盤沈下分を含む)を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し、平成24年度中に完了予定。</p> <p>※ 津波の遡上が想定される区間については、市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備。</p>	<p>・東日本大震災で被災を受けた2,115箇所のうち、2,113箇所で平成24年度中に本復旧を完了。甚大な被害が発生するなどした2箇所*については、引き続き復興に向けた地域や関係機関との合意形成を図りつつ、対策を実施。</p> <p>・液状化対策については、対策が必要な96箇所のうち、88箇所で平成24年度中に対策を完了。残りの箇所については、市町村の復興計画の策定等に時間を要し、工事の進捗に遅れが生じているものの、引き続き対策を実施。</p>	<p>・甚大な被害が発生するなどした2箇所*の本復旧について、引き続き復興に向けた地域や関係機関との合意形成を図りながら、調整等が整った箇所から工事に本格着手し、逐次完了予定。</p> <p>・液状化対策については、今後対策を実施する8箇所のうち、平成24年度中に工事着手した6箇所の対策を平成25年度中に完了予定。</p>

### (2) 平成24年度成果の進捗分析

【評価】概ね平成24年度に目標達成

【理由・対応方針等】

○東日本大震災で被災を受けた2,115箇所のうち、2,113箇所で平成24年度中に本復旧を完了。甚大な被害が発生するなどした2箇所\*については、引き続き復興に向けた地域や関係機関との合意形成を図りつつ、対策を実施。

\* 北上川河口部右岸の長面地区・・・地盤沈下により広範囲に農地が水没しており、地域の復旧・復興方針について地域や関係機関との合意形成を図るのに時間を要した地区。平成25年3月までに、一部区間の復旧工事契約済み。

\* 北上川河口部左岸の月浜地区・・・応急対策は完了しているが、現況堤防が地元の災害復旧工事のための道路(兼用)として活用されていることや被災地区で集団移転の検討もなされていることから、本復旧に当たっては道路協議や地域との合意形成が必要な地区。平成25年3月までに、工事着手済み。

○液状化対策については、平成24年度中に概ね対策を完了。一部の箇所については、市町村が策定する復興計画の策定、用地補償対象者との移転先の調整等に時間を要し、工事の進捗に遅れが生じているものの、引き続き対策を推進。

## 2. 河川対策（県・市町村管理区間）

【評価】平成25年度に目標達成がずれ込む

### (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
<p>【県・市町村管理区間】</p> <p>○本復旧の完了予定</p> <p>・H24出水期(6月頃～)まで： 全1,103箇所中、566箇所</p> <p>・H24年度中： 全体の約9割</p>	<p>【県・市町村管理区間】</p> <p>○本復旧の着手箇所</p> <p>・967箇所(全体の約88%)</p> <p>○本復旧の完了</p> <p>・H24出水期(6月頃～)まで： 513箇所(全体の約47%)</p> <p>・H24年度中： 741箇所(全体の約67%)</p>	<p>【県・市町村管理区間】</p> <p>○本復旧の着手箇所</p> <p>・1082箇所(全体の約98%)</p> <p>○本復旧完了予定</p> <p>・H25出水期(6月頃～)まで： 754箇所(全体の約68%)</p> <p>・H25年度中： 969箇所(全体の約88%)</p>

### (2) 平成24年度成果の進捗分析

【評価】平成25年度に目標達成がずれ込む

【理由・対応方針等】

・平成24出水期(6月頃～)までの完了箇所数は平成24年度に目標達成。また、平成24年度全体では、一部他事業との調整に時間を要した箇所もあることから、平成25年度に目標達成がずれ込む。平成25年度では約9割の完了を予定。

# 3. 下水道

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
本復旧が必要な12箇所について、平成24年度末までには、甚大な被害を受けた仙台市南蒲生浄化センターを除き、全箇所において通常処理を開始。仙台市南蒲生浄化センターでは、平成24年1月に中級処理を開始しており、復興計画と整合を図りつつ、早期に通常処理を開始することを目標とする。	仙台市南蒲生浄化センターを除き、通常レベルの処理を開始。	仙台市南蒲生浄化センターについて、平成27年度末までの完了を目指し、水処理施設の土木・建築工事を進める。また、被災した下水管について、復興計画と整合を図りながら、復旧を進める。

## (2) 平成24年度成果の進捗分析

【評価】平成24年度に目標達成

【理由・対応方針等】

- ・国土交通省による被災地現地での助言や課題解決を積極的に行い、平成24年度の成果目標を達成した。
- ・平成25年度の成果目標達成に向け、地方公共団体に対して必要な支援を実施していく。

# 4. 交通網（道路）

## (1) 平成24年度成果等の進捗及び平成25年度の成果目標等

平成24年度の成果目標等 (H24.4時点)	平成24年度の成果等 (H25.3時点)	平成25年度の成果目標等
<p><b>■道路の復旧</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き本復旧を実施</li> </ul> <p>警戒区域内の常磐自動車道については、環境省が着手した除染モデル事業の結果を踏まえ工事を実施</p> <p><b>■復興道路・復興支援道路</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>用地調査等を経て、用地買収を進め、順次工事へと移行</li> </ul> <p><b>■津波防災地域づくりに係る道路整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波防災地域づくりに係る道路整備については、各地方公共団体が策定する復興計画を踏まえつつ、順次整備を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の区間において本復旧完了（国道51号、東北自動車道等）</li> </ul> <p>警戒区域内の常磐自動車道については、除染モデル事業完了後は環境省が実施する除染工事と並行して復旧工事に着手。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>順次、用地買収を進め、一部の区間で工事に着手（三陸沿岸道路等に新たに着手）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地方公共団体において復興計画を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き本復旧を実施（国道4号、国道6号、国道45号等）</li> </ul> <p>警戒区域内の常磐自動車道（広野IC～常磐富岡IC）については、工事発生材等の処理、供用形態、アクセス道路の復旧等について関係機関と調整が整うことを前提に、平成25年度を供用目標として事業を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、用地買収を進め、順次工事へと移行</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波防災地域づくりに係る道路整備については、各地方公共団体が策定する復興計画を踏まえつつ、順次整備を推進</li> </ul>

## (2) 平成24年度成果等の進捗分析

【評価】平成24年度に目標達成

【理由・対応方針等】

・引き続き事業計画・工程表に基づき事業進捗を図る。

# 5. 交通網（鉄道）

【評価】旅客鉄道：平成24年度に目標達成  
貨物鉄道：平成24年度に目標達成

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
<p><b>I. 旅客鉄道</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三陸鉄道については、平成25年4月頃に南リアス線盛～吉浜で、平成26年4月頃に北リアス線及び南リアス線全線で運転再開の見込み。</li> <li>・JR山田線、大船渡線、気仙沼線については、今後、沿線地方公共団体が、市街地の移転等と合わせて、鉄道ルートの変更等も含めた復興整備計画等を策定するとともに、JR東日本が津波に対する鉄道の安全運行確保等の観点からの検討を行った上で、鉄道の復旧方針を決定。</li> <li>・JR気仙沼線については、今後、BRTによる仮復旧の見込み。</li> <li>・JR石巻線の渡波～女川駅間については、女川駅を除いて平成25年度初の運転再開を目指す。</li> <li>・JR仙石線については、ルート移設等により平成27年度のうちに全線運転再開を目指す。</li> <li>・JR常磐線の相馬～亘理駅間については、ルート移設等により、鉄道工事着手から3年程度で運転再開を目指す。</li> </ul>	<p>【運転再開 等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三陸鉄道については、平成25年4月3日に、南リアス線盛～吉浜駅間で運転再開。</li> <li>・JR常磐線については、平成25年3月16日に、亘理～浜吉田駅間で運転再開。また、浜吉田～相馬間については、事業基本計画の変更等、鉄道業法に基づく手続きを実施。</li> <li>・JR石巻線については、平成25年3月16日に、渡波～浦宿駅間で運転再開。</li> <li>・JR仙石線については、事業基本計画の変更等、鉄道事業法に基づく手続きを実施。</li> </ul> <p>・なお、JR山田線、大船渡線、気仙沼線については、国土交通省、復興庁、沿線自治体及びJR東日本で構成する復興調整会議の場において、まちづくりと一体となった鉄道復旧について検討を進めているところ。</p> <p>【BRTによる仮復旧】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR気仙沼線については、平成24年12月22日から、本格運行を開始。</li> <li>・JR大船渡線については、平成25年3月2日から、運行を開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三陸鉄道については、平成26年4月頃に北リアス線及び南リアス線全線での運転再開の見込み。</li> <li>・JR山田線、大船渡線、気仙沼線については、引き続き、国土交通省、復興庁、沿線自治体及びJR東日本で構成する復興調整会議の場において、まちづくりと一体となった鉄道復旧について検討を進める。なお、JR気仙沼線、大船渡線のBRT仮復旧については、専用道区間の延伸を図る。</li> <li>・JR石巻線の浦宿～女川駅間については、女川町で進めている、駅周辺の復興まちづくり事業との整合を図りつつ、早期運転再開に向けた取組みを進める。</li> <li>・JR仙石線については、ルート移設等に係る復旧工事を進め、平成27年のうちに全線運転再開を目指す。</li> <li>・JR常磐線の相馬～浜吉田駅間については、ルート移設等により用地取得等を前提として、平成26年春の工事着手、概ね平成29年春頃の運転再開を目指す。</li> </ul>

# 5. 交通網（鉄道）

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
<p>福島第一原子力発電所事故に伴い設定された警戒区域及び避難指示区域内の区間(広野～原ノ町)については、JR東日本が調査を実施しつつ、具体的な復旧方針を策定中であり、政府においても、JR東日本及び関係省庁からなる「避難指示区域内におけるJR常磐線復旧に係る検討チーム」を設置するなど、JR常磐線の復旧調査・工事を進めていく上での課題に対応するための支援を実施。</p>	<p>【警戒区域等への取組】 ・原ノ町～広野駅間の運行再開に向けた関係者間の調整のため、「避難指示区域内におけるJR常磐線復旧に係る検討チーム」を設置し、路線上の空間線量調査(環境省(磐城太田～桃内駅間、竜田～広野駅間))及びバラスト等における放射能濃度調査(原子力安全基盤機構)を実施。</p>	<p>福島第一原子力発電所事故に伴い設定された警戒区域及び避難指示区域内の区間(広野～原ノ町)については、路線上の空間線量調査(環境省(磐城太田～桃内駅間、竜田～広野駅間))を行った区間において、駅施設等の除染を必要に応じ実施するなど、「避難指示区域内におけるJR常磐線復旧に係る検討チーム」において、JR常磐線の復旧調査・工事を進めていく上での課題に対応するための支援を実施。</p>
<p><b>Ⅱ. 貨物鉄道</b> ・仙台臨港鉄道については平成24年9月頃までに、JR貨物(石巻港線)については、同年12月頃までに全線で運転再開見込み</p>	<p>・仙台臨海鉄道については平成24年9月7日に、JR貨物(石巻港線)については同年10月9日に運転を再開した。これにより、全ての駅で貨物鉄道輸送による営業が再開された。</p>	<p>—</p>



# 5. 交通網（鉄道）

## (2) 平成24年度成果の進捗分析

### I. 旅客鉄道

【評価】平成24年度に目標達成

【理由・対応方針等】

- ・三陸鉄道については、本年4月3日に南リアス線盛～吉浜駅間が運転再開するなど、順調に復旧工事が進んでいるところであり、残る運休区間についても、平成26年4月頃の全線運転再開を見込んでいるところ。
- ・JR線の運休区間のうち、常磐線亙理～浜吉田駅間、石巻線渡波～浦宿駅間については、本年3月16日に運転を再開したところであり、今後も復旧工事が完了した区間から運転を再開していく。また、まちづくりと一体となった復旧が必要な区間については、線区別に設置した『復興調整会議（関係地方自治体、JR、復興庁、東北地方整備局、東北運輸局）』の場等を活用して引き続きJR東日本と関係地方自治体等との調整を支援していく。
- ・福島第一原子力発電所事故に伴い設定された警戒区域及び避難指示区域内の区間（広野～原ノ町）については、JR常磐線の復旧調査・工事を進めていく上での課題に対応するため「避難指示区域内におけるJR常磐線復旧に係る検討チーム」を設置し、放射線等に係る各種調査を進めている。

### II. 貨物鉄道

【評価】平成24年度に目標達成

【理由・対応方針等】

- ・仙台臨海鉄道（仙台港～仙台北港間）及びJR貨物（陸前山下～石巻港間）は概ね目標通りの期間に復旧が完了し、運転を再開した。これにより、全ての駅で貨物鉄道輸送による営業が再開された。

# 6. 交通網（空港）

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の 成果目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度内に仙台空港の排水機能等の復旧完了を目指す。</li> <li>・引き続き空港施設の耐震化を実施するとともに、津波被害からの早期復旧対策等を引き続き検討して、被災時に最低限必要な空港機能を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不発弾発見による工事の一時中止及び磁気探査の実施に伴い、仙台空港の排水機能等の復旧及び耐震化の工事の一部について、平成25年度にずれ込んだ。</li> <li>・三沢空港の庁舎及び花巻、福島空港の庁舎、管制塔の耐震化については平成25年3月に完了した。</li> <li>・津波被害からの早期復旧対策等については、中央防災会議による津波高の見直しにより、津波シミュレーションの実施を先送りせざるを得なかったため、平成25年度に検討の一部がずれ込んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年7月までに仙台空港の排水機能等の復旧完了を目指す。</li> <li>・平成25年11月までに仙台空港の空港施設の耐震化を完了するとともに、津波被害からの早期復旧対策等を検討して、平成25年10月までに被災時に最低限必要な空港機能を確保する。</li> </ul>

## (2) 平成24年度成果の進捗分析

【評価】平成25年度に目標達成がずれ込む

【理由・対応方針等】

- ・仙台空港の排水機能等の復旧及び耐震化については、平成24年度末の完了予定で事業を進めてきたが、平成24年10月の不発弾発見による工事の一時中止及び磁気探査の実施に伴い、事業完了時期が延期となった。排水機能等の復旧は平成25年7月、耐震化は平成25年11月までに完了の見込み。
- ・津波対策については、平成24年度末の完了予定で検討を進めてきたが、平成24年8月の中央防災会議による津波高の見直しに伴い、検討の前提となる津波シミュレーションの実施について先送りせざるを得なかった。これについては、平成25年10月までに完了の見込み。



【評価】港湾施設：平成25年度に目標達成がずれ込む  
防波堤：平成24年度に目標達成

# 7. 交通網（港湾）

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>産業・物流上、特に重要な港湾施設101箇所については、平成24年度内で復旧を完了する。</li> <li>復旧に期間を要する施設(防波堤)については、まちづくりや産業活動に支障が生じないように計画的に復旧を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業・物流上、特に重要な港湾施設については、平成24年度末で、62箇所が完了した。</li> <li>復旧に期間を要する施設(防波堤)については、震災後概ね5年での復旧を目指し、計画的に復旧を進めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業・物流上、特に重要な港湾施設に加え、復旧工程計画に定められた(復旧に期間を要する防波堤を除く)全ての港湾施設について本格復旧を完了する。</li> <li>復旧に期間を要する施設(防波堤)については、まちづくりや産業活動に支障が生じないように計画的に復旧を進める。</li> </ul>

## (2) 平成24年度成果の進捗分析

【評価】①産業・物流上、特に重要な港湾施設については、平成25年度に目標達成がずれ込む。

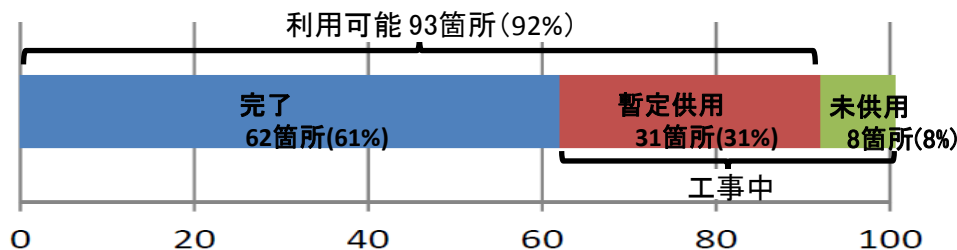
②復旧に期間を要する施設(防波堤)については、平成24年度に目標達成。

【理由・対応方針等】

①港湾の利用を最優先し、施設を供用しながら本格復旧工事を進めた結果、復興需要などにより当初想定以上に暫定供用中の岸壁を利用せざるを得なかったことなどにより目標に至らなかった。なお、完了は61%、暫定供用は31%であり、計92%については利用可能となっている。また、暫定供用と合わせて未供用(8%)についても平成25年中に完了予定。

②平成24年度は計画的に復旧を実施。震災後概ね5年での復旧を目指し、引き続き事業進捗を図る。

平成24年度 進捗分析(産業・物流上、特に重要な港湾施設)



# 8. 農地・農業用施設

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度春の作付時期から、5,610ha(平成24年度までの作付を加えると13,920ha)の農地について、営農を可能とすることを目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度春の作付時期から、5,280ha(平成24年度までの作付を加えると13,470ha)の農地について、営農が可能となる見込み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度春の作付時期から、2,230haの農地について、営農を可能とすることを目指す。</li> </ul>

## (2) 平成24年度成果の進捗分析

【評価】概ね平成24年度に目標達成

【理由・対応方針等】

- ・地元の意向を反映しつつ復旧を進め、平成25年度春の作付時期までの営農再開可能面積は、目標に対し97%。
- ・「農業・農村の復興マスタープラン」に基づき、おおむね3年間での農地の復旧を目指しており、引き続き、着実に復旧を進める。

# 9. 海岸防災林の再生

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
平成25年3月までに、被災した海岸防災林約140kmのうち約50kmにおいて復旧・再生に着手することを目指す。	平成25年3月までに、被災した海岸防災林約140kmのうち約50kmにおいて復旧・再生に着手した。	被災した海岸防災林については、土地利用に関する地元の合意形成の状況を踏まえつつ、警戒区域やガレキ仮置き場等を除く全ての箇所(約100km)について、平成26年3月までに、復旧・再生に着手することを目指す。

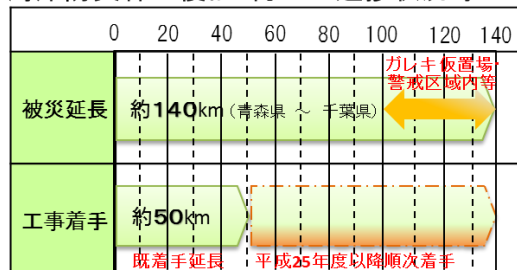
## (2) 平成24年度成果の進捗分析

【評価】平成24年度に目標達成

【理由・対応方針等】

- ・平成24年度は、被災各県において約50kmについて復旧・再生に着手。
- ・今後も再生資材を活用し、民間団体等の協力も得ながら海岸防災林の再生を推進していく考え。

### ■ 海岸防災林の復旧・再生の進捗状況等について



※現時点での復旧方針による見込み。今後、変動があり得るもの。

### ■ 主な復旧の事例

#### ○ 宮城県（仙台市）

仙台市～山元町の海岸防災林の復旧・再生は民有林・国有林を一体的に国直轄事業により実施。災害廃棄物を分別、無害化し、安全が確認された再生資材（津波堆積物、コンクリートくず）を活用。



植生基盤の復旧

# 10. 漁港・漁場・養殖施設・定置網（漁港）

【評価】平成24年度に目標達成

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
被災した漁港(319漁港)の概ね4割において、陸揚げ岸壁の復旧の完了を目指す。	平成24年度末において、被災した漁港の概ね4割(約36%)にあたる115漁港で陸揚げ岸壁の復旧を完了した。	平成25年度末において、被災した漁港の6.5割において、陸揚げ岸壁の復旧の完了を目指す。

## (2) 平成24年度成果の進捗分析

【評価】平成24年度に目標達成

【理由・対応方針等】

・平成24年度は目標通りの復旧を完了した。引き続き、事業の進捗を図る。

# 10. 漁港・漁場・養殖施設・定置網 (漁場) 【評価】

平成25年度に目標達成がずれ込む

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
<p>①漁場におけるがれき撤去の推進 平成24年度末までに、広域漁場、定置・養殖漁場において全てのがれき撤去の終了を目指す。</p> <p>②漁場生産力向上のための技術開発等の実施 平成24年度末までに被災した漁場の漁場環境調査を継続して実施する。</p> <p>③漁場施設等の整備 消波堤などの復旧が必要な28漁場について概ね5割を復旧することを目指す。</p>	<p>①平成24年度末までに岩手県、宮城県、福島県において、定置・養殖漁場では9割以上、広域漁場では、操業を再開できる程度までがれき撤去を行った。</p> <p>②平成24年度末までに計画した全ての漁場において漁場環境調査を実施した。</p> <p>③平成24年度末において、15漁場(54%)を復旧した。</p>	<p>①平成25年度末までに広域漁場、定置・養殖漁場において全てのがれき撤去の終了を目指す。ただし、がれきの分布状況によっては平成26年度も実施。</p> <p>②平成25年度末までは、被災した漁場において沿岸漁業・養殖業を円滑に行うための技術開発等を実施する。</p> <p>③消波堤などの復旧が必要な28漁場について概ね9割を復旧することを目指す。</p>

## (2) 平成24年度成果の進捗分析

### ①漁場におけるがれき撤去の推進

【評価】平成25年度に目標達成がずれ込む

【理由・対応方針等】

一旦、がれき撤去をほぼ終了した定置・養殖漁場では一部の漁場でがれきが再流入したり、多くの漁場で操業が再開されている広域漁場では操業中に入網する状況が続いているため、引き続き支援を行い平成25年度末までに終了する見込み。ただし、がれきの分布状況によっては平成26年度も実施。

### ②漁場生産力向上のための技術開発等の実施

【評価】平成24年度に目標達成

【理由・対応方針等】

平成24年度は藻場・干潟回復状況調査等を予定していた被災した地域(青森～千葉)において漁場環境調査を実施した。平成25年度以降はこれらの結果を踏まえ、漁場の機能回復のための技術開発等を実施する。

### ③漁場施設などの整備

【評価】平成24年度に目標達成

【理由・対応方針等】

・平成24年度は目標通りの復旧を完了した。引き続き、事業の進捗を図る。

# 10. 漁港・漁場・養殖施設・定置網 (養殖施設)

【評価】 所管：農水省  
平成24年度に目標達成

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
がれきの撤去状況、漁場環境の調査結果、養殖資材の入手状況、養殖用漁船の確保状況等を考慮して、利用可能な漁場から養殖生産を再開し、平成24年度末までには、福島県の立入禁止区域を除く養殖業再開希望者全員が、養殖施設の整備に目途をつけること。	平成24年度末までに福島県の立入禁止区域を除き、養殖業再開希望者全員が、養殖施設の整備に目途をつけた。	福島県立入禁止区域内の養殖施設について、立入禁止が解除され、養殖業再開の希望がなされた際は、速やかに対応する。

## (2) 平成24年度成果の進捗分析

【評価】平成24年度に目標達成

【理由・対応方針等】

- ・平成23年度に引き続き、養殖施設災害復旧事業により、養殖業の再開を希望した者に対し支援を実施した。

# 10. 漁港・漁場・養殖施設・定置網 (定置網)【評価】

平成25年度に目標達成がずれ込む

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
平成24年度末までには、操業再開希望者全員が、大型定置網の整備に目途をつけることを目標とする。	平成25年3月末現在で、大型定置網115ヶ統を整備した。 (操業再開希望数142ヶ統)	平成25年度末までには、操業再開希望者全員が、大型定置網の整備に目途をつけることを目標とする。

## (2) 平成24年度成果の進捗分析

【評価】平成25年度に目標達成がずれ込む

【理由・対応方針等】

・大型定置網については、復旧整備の要望に対して網等の資材メーカーでの生産が間に合わなかったために進捗が遅れたが、既に交付決定を行い事業を繰り越して実施することとしており、平成25年度中に目標を達成する見込み。



# 11. 復興住宅（災害公営住宅等）

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
地方公共団体の復興計画に従い、事業の推進を支援。	住まいの復興工程表を作成し、公表するとともに各地方公共団体において策定された復興計画を踏まえ、災害公営住宅整備事業等の推進を支援した。	住まいの復興工程表及び住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージ等に基づき、事業のさらなる推進を図っていく。

## (2) 平成24年度成果の進捗分析

### 【評価】平成24年度に目標達成

- ・住まいの復興工程表と住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージを公表。
- ・被災自治体に対する人的支援の促進。
- ・事業制度の概要・運用に係る情報提供や事例等の周知。
- ・国の直轄調査により、災害公営住宅整備に係る基本コンセプト・標準設計の策定を実施し、その成果を地方公共団体に周知。

※災害公営住宅整備事業については、平成25年3月末時点で約230地区・約11,200戸（うち被災3県で約210地区・約10,800戸）について事業着手、24地区342戸（うち被災3県で11地区248戸）について工事完了。



# 12. 復興まちづくり

〔防災集団移転促進事業  
土地区画整理事業等〕

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
当該制度等を活用しつつ、各地方公共団体において策定された復興計画を踏まえ、計画に位置づけられた防災集団移転・区画整理等を推進する。	各地方公共団体において策定された復興計画を踏まえ、防災集団移転促進事業・区画整理事業等を推進した。	住まいの復興工程表に基づいた施策パッケージにある早期工事着手のための手続きの簡素化等により、住宅再建・復興まちづくりを加速化し、当該事業のさらなる推進を図っていく。

## (2) 平成24年度成果の進捗分析

【評価】平成24年度に目標達成

【理由・対応方針等】

○平成24年度の実施施策

- ・住まいの復興工程表と住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージを公表。
- ・「東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について(ガイドンス)」の作成、周知。
- ・「東日本大震災の被災地における復興まちづくりの進め方(合意形成ガイドンス)」の作成、周知。
- ・「津波被災市街地における土地区画整理事業の早期工事着手等に向けた方策について」の通知。
- ・「東日本大震災の被災地における水産基盤整備とまちづくり事業との連携について」の通知。

○平成24年度の事業の進捗状況

- ・防災集団移転促進事業においては、9割以上の地区で集団移転促進事業計画の大臣同意が完了。
- ・土地区画整理事業においては、7割以上の地区で都市計画決定が完了。

# 13. 復興まちづくり (被災した造成宅地について)

【評価】平成24年度に目標達成

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
造成宅地滑動崩落緊急対策事業を実施するすべての地区において、事業に着手する。	造成宅地滑動崩落緊急対策事業を実施するすべての地区において、事業に着手した。	滑動崩落対策工事を実施する地区において、引き続き事業の進捗を図る。

## (2) 平成24年度成果の進捗分析

【評価】平成24年度に目標達成

【理由・対応方針等】

・造成宅地滑動崩落緊急対策事業

：第5回までの復興交付金可能額通知で、22市町村258地区の交付可能額を通知し、これらすべての地区において事業に着手した。

・対策工事を実施する地区においては、引き続き事業の進捗を図る。

# 14. 復興まちづくり（医療施設等）

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
仮設診療所について、追加で整備することとされたもの(2箇所)について、5月末を目処に整備の完了を目指す。 医療施設等の復旧整備を概ね年度内に行う。	仮設診療所については、平成24年6月4日までに開設した。 医療施設等の復旧整備は、被災3県で被災した299箇所のうち3箇所を除き年度内に終了した。	医療施設等の復旧整備が終了していないもの(3箇所)について、平成25年度末までに整備を行う。

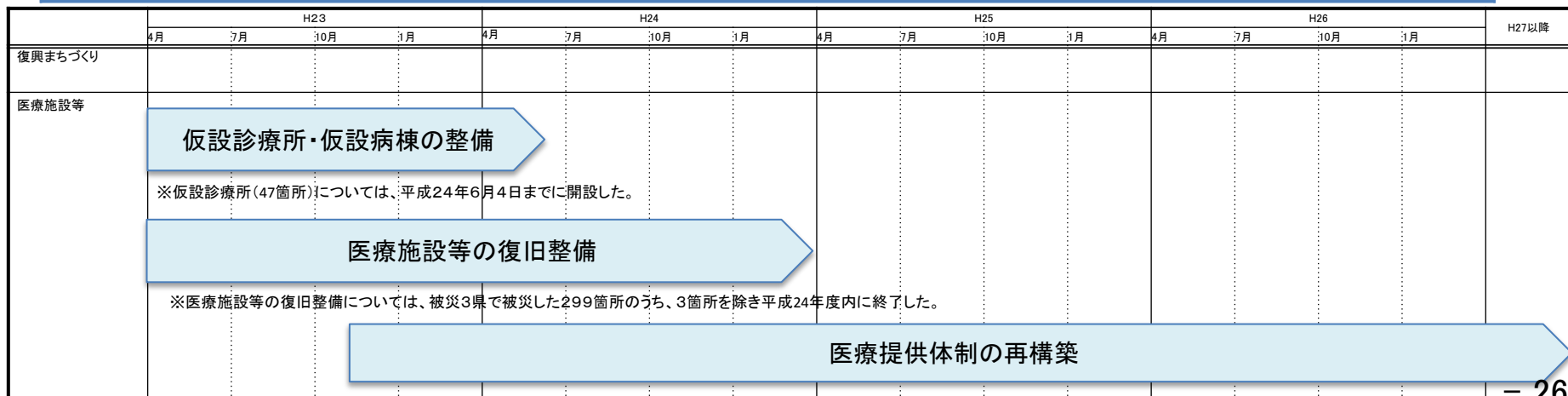
## (2) 平成24年度成果の進捗分析

【評価】概ね平成24年度に目標達成

【理由・対応方針】

仮設診療所については、平成24年6月4日までに開設した。

医療施設等の復旧整備は、被災3県で被災した299箇所のうち、3箇所を除き年度内に終了した。残り3箇所については、平成25年度内に整備する予定。



# 15. 復興まちづくり (学校施設等)

【評価】概ね平成24年度に目標達成

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
<p>I. 幼稚園・小中高等学校等 (i) 公立 ① 比較的軽微な被害に留まる学校については、警戒区域等を除き、平成24年度までの完了を目標とする。 ② 甚大な被害を受けた学校については、警戒区域等を除き、平成25年度内の復旧完了を目標とする。移転を伴う場合は、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかに本格復旧に着手する。</p> <p>(ii) 私立 甚大な被害を受けた私立学校等については、平成24年度内の復旧完了を目標とする。 津波被害地域、警戒区域等にあり、移転等を伴う私立学校等については、地域の復興計画の策定、移転先の確保、警戒区域等の解除等の条件が整い次第、速やかな本格復旧の着手を行うこととする。</p>	<p>I. 幼稚園・小中高等学校等 (i) 公立 ① 比較的軽微な被害に留まる学校については、警戒区域等に所在する学校を除いた2,213校のうち2,207校(約99.7%)について平成24年度末までに事業着手済み(うち2,138校(約97%)は復旧完了)。 ② 甚大な被害を受けた学校については、警戒区域等に所在する学校を除いた115校のうち107校(約93%)について平成24年度末までに事業着手済み(うち10校(約9%)は復旧完了)。</p> <p>(ii) 私立 甚大な被害を受けた私立学校等については、津波被害地域、警戒区域等に所在する学校を除いた93校について、全て事業着手済みであり、このうち85校(約91%)が平成24年度末までに復旧完了。 ※国庫補助対象746校のうち732校(約98%)が事業着手済み、724校(約97%)が復旧完了。14校の私立学校等は津波被害地域、警戒区域等にあるため、事業未着手。</p>	<p>I. 幼稚園・小中高等学校等 (i) 公立 ① 比較的軽微な被害に留まる学校については、警戒区域等を除き、早期の復旧完了を目標とする。 ② 甚大な被害を受けた学校については、警戒区域等を除き、計画的な復旧完了を目標とする。 なお、津波被害地域に所在し、移転を伴う場合等は、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかに事業着手を行うこととする。</p> <p>(ii) 私立 甚大な被害を受けた私立学校等については、平成25年度内の復旧完了を目標とする。 なお、津波被害地域、警戒区域等に所在し、移転を伴う場合等は、地域の復興計画の策定、移転先の確保、警戒区域等の解除等の条件が整い次第、速やかに事業着手を行うこととする。</p>

# 15. 復興まちづくり (学校施設等)

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
<p>Ⅱ. 大学等 (i)国立(幼稚園・小中高等学校等含む) 甚大な被害を受けた施設のうち、本格復旧は、概ね平成24年度内の復旧完了を目指す。津波による被害を受けた施設は、地域の復興計画の策定等の条件が整い次第、速やかに本格復旧に着手する。</p> <p>(ii) 私立 甚大な被害を受けた私立大学については、平成24年度内の復旧完了を目標とする。</p> <p>Ⅲ. 公立社会教育施設 ①比較的軽微な被害に留まる施設については、平成24年度までの復旧完了を目標とする。 ②甚大な被害を受けた施設については、平成25年度内の復旧完了を目標とする。移転が伴う場合は、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかな本格復旧の着手を行うこととする。</p>	<p>Ⅱ. 大学等 (i)国立(幼稚園・小中高等学校等含む) 被害を受けた<u>30法人</u>については、全て事業着手済みであり、このうち<u>27法人(90%)</u>が平成24年度末までに復旧完了。</p> <p>(ii) 私立 甚大な被害を受けた私立大学<u>20校</u>については、全て事業着手済みであり、このうち<u>18校(90%)</u>が平成24年度内に復旧完了。 ※国庫補助対象<u>148校</u>については、全て事業着手済みであり、このうち<u>146校(約99%)</u>が復旧完了。</p> <p>Ⅲ. 公立社会教育施設 ①比較的軽微な被害に留まる公立社会教育施設については、警戒区域等に所在しており、被害状況を確認できない施設を除いた<u>1102施設</u>について、全て復旧完了。 ②甚大な被害を受けた公立社会教育施設については、警戒区域等に所在しており、被害状況を確認できない施設を除いた<u>167施設</u>について、引き続き平成25年度以降の復旧完了をめざし、移転先の確保等の条件が整い次第、順次工事着手を行うこととする。</p>	<p>Ⅱ. 大学等 (i)国立(幼稚園・小中高等学校等含む) 復旧が完了していない3法人については、平成25年度内の復旧完了を目標とする。なお、津波被害地域に所在し、移転を伴う場合等は、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかに事業着手を行うこととする。</p> <p>(ii) 私立 甚大な被害を受けた私立大学については、平成25年度内の復旧完了を目標とする。</p> <p>Ⅲ. 公立社会教育施設 平成24年度までに復旧完了しなかった167施設及び警戒区域等に所在している施設で被害が把握できたもののうち、移転先の確保等の条件が整い、平成25年度中に復旧の目途が立ったものについて、平成25年度内の復旧完了を目標として、順次事業着手を行うこととする。</p>



# 15. 復興まちづくり（学校施設等）

## (2) 平成24年度成果の進捗分析

### 【評価】

概ね平成24年度に目標達成

### 【理由・対応方針等】

#### I. 幼稚園・小中高等学校等

- (i) 公立: ○警戒区域等において、比較的軽微な被害に留まる学校で未着手のものは、区域の指定が解除され、準備が整い次第、速やかに事業に着手する。  
○津波被害地域等において、甚大な被害を受けた学校で未着手のものは、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかに事業に着手する。
- (ii) 私立: 甚大な被害を受けた私立学校等のうち、一部の私立学校等において、当初予定より作業に時間を要したため、若干の遅れが生じたが、平成25年度末までに完了予定。  
国庫補助対象校全体の約97%が、平成24年度末時点で復旧完了。  
津波被害地域、警戒区域等にあり、移転等を伴う私立学校等については、地域の復興計画の策定、移転先の確保、警戒区域等の解除等の条件が整い次第、速やかに事業に着手を行うこととする。

#### II. 大学等

- (i) 国立(幼稚園・小中高等学校等含む): 復旧が完了していない3法人については、平成25年度内の復旧完了を目標とする。移転を伴う場合等は、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかに復旧を行うこととする。
- (ii) 私立: 甚大な被害を受けた私立大学のうち、一部の私立大学において、当初予定より作業に時間を要しているため、若干の遅れが生じたが、平成25年9月末までに完了予定。  
国庫補助対象校全体の約99%が、平成24年度末時点で復旧完了。

- III. 公立社会教育施設: 比較的被害が軽微な施設については、目標どおり全て復旧を完了。  
甚大な被害を受けた施設については、引き続き復旧事業の進捗を図る。

# 16. 土砂災害対策

【評価】平成25年度に目標達成がずれ込む

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
<p>○41箇所の緊急的な土砂災害対策について平成24年梅雨期までを目途に完了予定。</p> <p>○重要な保全対象を有し地盤が緩んでいる24箇所の緊急的な対策について平成24年梅雨期までを目途に完了予定。</p>	<p>○32箇所の緊急的な土砂災害対策について完了。</p> <p>○重要な保全対象を有し地盤が緩んでいる緊急的な対策について22箇所が完了</p>	<p>○9箇所の緊急的な土砂災害対策について平成25年梅雨期までを目途に完了予定。</p> <p>○重要な保全対象を有し地盤が緩んでいる2箇所の緊急的な対策について平成25年梅雨期までを目途に完了予定。</p>

## (2) 平成24年度成果の進捗分析

【評価】平成25年度に目標達成がずれ込む

【理由・対応方針等】

- ・他事業との調整等の影響により、平成25年度に目標達成がずれ込む。
- ・遅れた箇所については、平成25年度梅雨期までの完了を目指す。

# 17. 地盤沈下・液状化対策

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.4時点)	平成24年度の成果 (H25.4時点)	平成25年度の成果目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策等について、地方公共団体における即地的な調査・検討及び有識者の意見等を踏まえながら工法・コスト削減方策等の検討や地方公共団体への情報提供を実施する。</li> <li>・液状化対策推進事業を活用しつつ、地方公共団体の地盤の液状化に対する対応方針を踏まえながら、市街地における再度災害の抑制に向けた、効果的、効率的な液状化対策を推進する。</li> <li>・液状化に関する必要な研究及び技術開発を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策等について、地方公共団体における即地的な調査・検討及び有識者の意見等を踏まえながら工法・コスト削減方策等の検討や地方公共団体への情報提供を実施した。液状化対策に係る主要な工法について取りまとめガイドラインとして公表した。</li> <li>・液状化対策推進事業を活用しつつ、地方公共団体の地盤の液状化に対する対応方針を踏まえながら、市街地における再度災害の抑制に向けた、効果的、効率的な液状化対策を推進した。</li> <li>・液状化に関する必要な研究及び技術開発を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策等について、地方公共団体における即地的な調査・検討及び有識者の意見等を踏まえながら主要な対策工法以外の工法についても適用可能性や安全性の検討を行い、地方公共団体への情報提供を実施する。</li> <li>・液状化対策推進事業を活用しつつ、地方公共団体の地盤の液状化に対する対応方針を踏まえながら、市街地における再度災害の抑制に向けた、効果的、効率的な液状化対策を推進する。</li> <li>・液状化に関する必要な研究及び技術開発を推進。</li> </ul>

## (2) 平成24年度成果の進捗分析

【評価】平成24年度に目標達成

【理由・対策方策等】

- ・復興交付金の第5次配分までに、12市46地区における調査費及び2市6地区における事業費に対し交付可能額を通知。
- ・被災自治体への情報提供のため、意見交換会を実施。
- ・被災市街地における効果的・効率的な液状化対策工法について、専門家を交えて調査・検討を実施し、液状化対策に係る主要な工法について取りまとめ、ガイドラインとして公表。
- ・建設技術研究開発助成制度の活用等により液状化対策に関する技術研究開発を推進。



# 18. 災害廃棄物の処理

## (1) 平成24年度成果の進捗及び平成25年度の成果目標

平成24年度の成果目標 (H24.5時点)	平成24年度の成果	平成25年度の成果目標
<p>① 個別に目標を定めている市町村を含め、遅くとも、平成25年3月末までに、災害廃棄物の仮置場への移動を完了させる。</p> <p>② 平成26年3月末までに、中間処理・最終処分を完了させる。</p> <p>※ 岩手県と宮城県については、平成24年8月に、平成25年3月末までに59%の処理・処分を達成することを設定。</p>	<p>① 災害廃棄物の仮置場への移動は、43市町村のうち、18市町村で完了。全体の搬入率は91%。 このうち、岩手、宮城、福島の3県32沿岸市町村では91%(3月末現在)</p> <p>② 対象43市町村のうち、7市町村において、前倒しで完了。全体の処理率は59%。 このうち、岩手、宮城、福島の3県32市町村では58%(3月末現在)</p>	<p>① やむを得ず平成25年度にずれ込んだ損壊家屋の解体、仮置場への移動については、平成26年3月末までに処理完了が図られるよう個別に調整しつつ実施する。</p> <p>② 平成26年3月末までに、福島県を除き、中間処理・最終処分を完了させる。福島県においては、一部平成25年度内の終了が困難と見込まれることから、夏頃を目途に全体の処理見通しを明らかにする。</p>

## (2) 平成24年度成果の進捗分析

### 【評価】

- ① 災害廃棄物の仮置場への移動：平成25年度に目標達成がずれ込む
- ② 中間処理・最終処分：概ね平成24年度に目標達成(宮城県、岩手県においては、H24年8月に設定したH24年度末の中間目標(約6割)はほぼ達成。福島県においては、一部目標期間(平成26年3月末)内の終了が困難。)

### 【理由・対応方針等】

- ① 目標を若干下回っているのは、一部家屋の解体撤去が遅れているため。家屋の解体については、各市町村において所有者からの解体の申請を受け実施。解体が遅れ仮置場への搬入が進まない理由としては、隣接者との境界線確定のために作業が遅れた建物基礎や損壊家屋の解体、解体設計に時間を要した大規模な建物の解体、地盤沈下や浸水により重機作業が困難であったため等が挙げられる。  
平成26年3月末までに処理完了ができるよう調整しつつ、これらの解体、搬入を実施することとする。
- ② 平成25年3月末現在、岩手・宮城・福島県において、計34基の仮設焼却炉、23箇所の破碎・選別施設を設置済みである。県内処理体制の整備に加え、広域処理受入先の確保が進んでおり、今後着実に処理を実施する方針。  
尚、福島県においては、一部本年度内の終了が困難と見込まれることから、夏頃を目途に全体の処理見通しを明らかにする。